

2011年5月19日 全4頁

産活法改正法、成立

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

[要約]

- 2011年5月18日、産活法改正法が参議院本会議で可決され、成立した。
- 産活法改正法には、組織再編手続の円滑化のための会社法の特例が盛り込まれている。具体的には、①株式を対価とする公開買付けの利用促進のための新株発行又は自己株式処分手続の特例、②完全子会社化手続の簡素化のための特例である。
- また、産活法改正法には、産活法の事業所管大臣と公正取引委員会の協議に関する規定も盛り込まれているが、この点について衆議院で「所要の手続の迅速かつ確かな実施を図るため、相互に緊密に連絡する」ことなどを求める修正が行われている。
- 施行は、公布日から3ヶ月以内の政令指定日とされている。

産活法改正法の成立

- 2011年5月18日、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下、産活法改正法）が参議院本会議で可決され、成立した¹。
- 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（以下、産活法）は、わが国経済の持続的発展を図ることを目的に、産業・企業の取組みに対する支援措置を定めた法律である。具体的には、事業者が事業計画を作成し、それが国（事業所轄官庁）の認定を受けることを要件に、税制、金融、会社法の特例を認めるといった内容などが規定されている。
- 今回の産活法改正法の主なポイントは、次の通りである。

- | |
|---|
| (1) 事業再編等の重要性を踏まえた制度面、資金調達面等の支援 |
| ① 会社法の特例による組織再編手続の簡素化・多様化 |
| ② 公正取引委員会との関係強化（産活法の事業所管大臣と公正取引委員会の協議） |
| ③ 一定の事業再編等を行う事業者に対する長期資金調達支援制度（ツーステップローン） |

¹ 提出時点の法案は、経済産業省のウェブサイト（<http://www.meti.go.jp/press/20110210010/20110210010.html>）に掲載されている。

(2)ベンチャー・地域中小企業支援

- ①中小企業基盤整備機構が行う債務保証の対象に、「事業革新新商品生産設備導入」（自社で研究開発した新商品を大規模に生産する際の設備投資）を追加
- ②地域中小企業の事業引継ぎの円滑化支援

産活法改正法に基づくM&A手続の特例

○M&Aとの関連では、産活法に基づく認定を受けた認定事業者について認められる会社法の特例(前記(1)①)が注目される。具体的には、次のような措置が講じられている。

- (a)株式を対価とする公開買付けの利用促進（新株発行、自己株式処分の手続）
- (b)完全子会社化手続の簡素化（全部取得条項付種類株式を用いたスクィーズ・アウト）

○(a)については株式交換手続と、(b)については略式組織再編手続と、概ねパラレルな内容となっている。概要をまとめると図表1、図表2のようになる。

公正取引委員会との関係強化

○産活法改正法では、産活法上の計画認定に当たって、事業を所管する大臣（主務大臣）と公正取引委員会との協議制度を導入することとしている（前記(1)②）。これは、産業政策と競争政策の連携強化を図るものと説明されている。

○なお、この点について、衆議院経済産業委員会において、原案に対して次のような修正が行われている（修正後の産活法13条1、2項）。

◇事業所管大臣（主務大臣）は、公正取引委員会との協議に際して、申請者の事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べる（協議における事業所管大臣からの意見内容の明確化）。

◇主務大臣及び公正取引委員会は、協議に当たって、わが国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡する。

施行日

○施行日は、公布日から3ヶ月以内の政令指定日とされている（産活法改正法附則1条）

図表 1 産活法改正法に基づく株式対価公開買付けの特例の概要（改正後の産活法 21 条の 2 関連）

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ◇産活法上の認定事業者である株式会社である ◇産活法上の認定計画に従った公開買付けを行う（注1）（注2） ◇公開買付けにより他の株式会社（注3）を関係事業者（注4）にする ◇対価として新株発行又は自己株式処分を実施する
決定すべき募集事項	<ul style="list-style-type: none"> ◇新株発行又は自己株式処分により交付する株式数又はその算定方法 ◇発行又は処分する株式 1 株と引換えに提供を受ける（被買収会社の）株式等の数又は算定方法 ◇払込期日・期間 ◇増加する資本金・資本準備金 ◇現物出資として受け入れる財産（被買収会社の株式等）の「価額」については決定する必要はない
手続	<ul style="list-style-type: none"> ◇原則、株主総会の特別決議が必要 ◇ただし、一定の要件を満たせば、株主総会を不要とする簡易手続が認められる（後述）
填補責任	<ul style="list-style-type: none"> ◇現物出資者（公開買付けに応じた被買収会社の株主等）について、出資財産（被買収会社株式）の価格不足填補責任等は適用されない（注5）
反対株主の買取請求権	<ul style="list-style-type: none"> ◇株式対価公開買付けのための新株発行又は自己株式処分に反対する株主には、合併や株式交換と同様の反対株主の買取請求権が認められる
簡易手続	<ul style="list-style-type: none"> ◇次の要件を満たす場合は、株主総会決議を不要とする簡易手続が可能 交付する株式数×1株あたり純資産額÷純資産額 ≤ 1/5 ◇ただし、主務省令で定める数の株式を有する株主が反対する旨を通知したときは、簡易手続は認められない

（注1）外国法人に対する外国公開買付けも可能。

（注2）子会社を通じた三角公開買付けも可能。なお、この場合、子会社による親会社株式取得禁止は適用除外となる。

（注3）外国法人も可能。

（注4）その経営を実質的に支配していると認められるものこと。現行の産活法及びその関連法令では、発行済株式総数の 50%以上所有、発行済株式総数の 40%以上所有かつ役員を半数以上派遣などが定められている（産活法 2 条 2 項、同施行規則 2 条）。

（注5）取締役等の価格不足填補責任（会社法 213 条）については、特に規定の読替えなどは行われていない。もっとも、取締役等の価格不足填補責任は、文言上、現物出資者の価格不足填補責任（会社法 212 条）と連動する構成となっており、その意味では、現物出資者の価格不足填補責任が適用されない以上、連動して取締役等の価格不足填補責任についても適用がないものと解されよう。また、価格不足填補責任については、募集事項として定められた現物出資財産の価額（会社法 199 条 1 項 3 号）と払込日時点の現物出資財産の価額の差が問題となるところ、産活法改正法の下で募集事項として現物出資財産の価額の決定が行われなければ、そもそも価格不足填補責任の問題は生じないと解する余地もあるように思われる。なお、検査役による調査義務（会社法 207 条）についても、募集事項として現物出資財産の価額が定められることが前提とされているため、同様に適用がないものと解されよう。

（出所）産活法改正法を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表 2 産活法改正法に基づく完全子会社化手続の簡素化（改正後の産活法 21 条の 3 関連）

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ◇産活法上の認定事業者である ◇公開買付けにより他社の総株主の議決権の 90%以上を取得（注 1） ◇次の要件のいずれにも該当するものとして主務大臣の認可 <ul style="list-style-type: none"> —法令又は定款に違反していないこと —公開買付けにおける価格に相当する取得対価が割り当てられること
手続	<ul style="list-style-type: none"> ◇次の点について株主総会の決議不要 <ul style="list-style-type: none"> —全部取得条項についての定款変更 —全部取得条項付種類株式への転換（注 2） —全部取得条項付種類株式の取得及びそれに関する事項の決定
価格決定請求権	◇価格決定請求権（裁判所に対する価格決定の申立）は、全ての株主に認められる

（注 1）複数の種類の株式が存在する場合には、全部取得条項についての定款の定めを設けようとする種類の株式の種類株主の議決権の 90%以上も取得する必要がある。

（注 2）次に該当する別の種類株式がある場合には、それぞれの種類についての種類株主総会は必要。

—全部取得条項を付ける種類株式を交付する条件を定めた（別の種類の）取得請求権付株式

—全部取得条項を付ける種類株式を交付する条件を定めた（別の種類の）取得条項付株式

（出所）産活法改正法を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成